

令和3年9月13日

保護者の皆様

京都市立紫野高等学校
校長 砂田浩彰

「緊急事態宣言」の期間の再延長を踏まえた対応について（お知らせとお願ひ）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、令和3年9月12日（日）までを期限とする緊急事態措置が、令和3年9月30日（木）まで延長されることになりました。つきましては、現在実施しております時差登校等の取組を、9月24日（金）まで継続するとともに、引き続き、感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいります。9月27日（月）から10月1日（金）までは前期末考査のため、あらためてお知らせいたします。

各家庭におかれましては、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 始業時刻と授業時間等について <時差登校、短縮授業、速やかな帰宅>

- (1) 9月13日（月）から9月24日（金）までの期間、感染症拡大防止のため、9:00登校、1コマ45分授業といたします。
- (2) 9月27日（月）から10月1日（金）は前期末考査。時間割はあらためて通知します。
- (3) 放課後の活動、完全下校等について（部活動は、下記 2 部活動について を参照）
平日授業終了後は速やかに下校するように指導します。完全下校は、18時30分です。

2 部活動について <原則として中止>

- (1) 原則中止といたします。
- (2) 高体連や競技団体、文化関係連盟等が主催する公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等の参加のみ認めます。
- (3) 上記（2）に参加する場合は、万全な感染症対策を講じることとし、参加するための練習等については、大会の会期初日の4週間前から、校内に限定し2時間以内といたします。

3 少しでも体調不良を感じたときは、迷わず、登校を控えてください。

発熱、咳、頭痛、倦怠感（だるさ）、味覚・嗅覚の違和感等がみられた場合、また、ご家族に同様の体調不良の症状がみられる場合も、学校に連絡のうえ感染拡大防止のため必ず登校を控えて自宅で休養させてください

4 具体的な教育活動について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、引き続き停止いたします。
①各教科における指導について
 - ◇各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ◇理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ◇音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」

- ◇美術、工芸における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ◇家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ◇保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

②体育について

- ◇特に体育の授業の実施にあたっては、可能な限り屋外で実施します。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底します。
 - ◇授業の前後における着替え中、移動の際、授業中、用具の準備や後片付けの時等、生徒が運動を行っていない際は、マスクを着用するものとします。また、呼気が激しくならない軽度の運動の際も、マスク着用の上で実施します。
 - ◇授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動の際は、十分な距離を空けて行います。
- (2) 校外活動については、市内外に関わらず、また、泊を伴うかどうかに関わらず、実施いたしません。
- (3) 市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について、原則、実施時期を見直すか中止いたしますが、検討した結果、実施する場合は、オンラインの利用や生徒の分散など、感染症対策を徹底いたします。
- (4) 体育大会、発表会等については、次の対策を講じたうえ、実施する方向で考えております。

- ①保護者や地域の方等の参観はご遠慮いただく。
 - ②事前練習等も含め、生徒が多人数で密集・密接したり合唱したりする活動はできる限り控える。
 - ③内容の精選、規模の縮小など、感染症対策を徹底する。
- (5) 授業参観や懇談会、家庭訪問等は、原則、実施いたしません。
- (6) 学校説明会につきましては、実施方法等を工夫したうえで、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じて実施いたします。また、部活動体験など、自校生徒と参加者との交流を伴う活動は実施いたしません。

5 偏見や差別は許されないことの啓発、心のケアについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS 等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導をするとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を行います。
- (2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこととします。
- (3) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。

○子ども相談 24時間ホットライン

電話番号：#7333（ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）
京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。24時間365日対応。

6 最後に

引き続き、教育活動における感染拡大防止の取組を徹底してまいります。なお、要請期間が変更になった場合は、それに準じて対応してまいります。

学校代表電話 075-491-0221 (平日午前8時20分～17時30分)